



鳥取県公報

平成16年10月22日(金)
第7631号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	遊漁規則の変更の認可 (776) (水産課)	1
	県道の区域の決定 (777) (道路課)	3
	県道の供用の開始 (778) (〃)	3
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	3
	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課)	5

告 示

鳥取県告示第776号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により告示する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党323 - 1
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第3号
- 3 認可に係る変更の内容

日野川水系漁業協同組合第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が下かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
(遊漁料の額及び納付方法)				(遊漁料の額及び納付方法)			
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。				第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。			
水産動植物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料	水産動植物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ	さお釣り	年間	8,400円	あゆ、やまめ	さお釣り	年間	8,000円

(さくらますを含む。)、いわな あまご (さつ ますを含む。) にじます、及び こい	及び手釣 り	1日限 り	3,150円	(さくらますを含む。)、いわな あまご (さつ ますを含む。) にじます、及び こい	及び手釣 り	1日限 り	3,000円
		年間	5,150円			年間	5,000円
やまめ (さくら ますを含む。) いわな、あまご (さつますを 含む。)、及びに じます	さお釣り 及び手釣 り	年間	5,150円	やまめ (さくら ますを含む。) いわな、あまご (さつますを 含む。)、及びに じます	さお釣り 及び手釣 り	年間	5,000円
		1日限 り	3,150円			1日限 り	3,000円
あゆ、さくらま す、さつます、 こい及びうなぎ	地びき網	年間	52,500円	あゆ、さくらま す、さつます、 こい及びうなぎ	地びき網	年間	50,000円
	川舟及び いかだ	年 間 (1隻)	31,500円		川舟及び いかだ	年 間 (1隻)	30,000円
	徒手採捕、 たも網及 び投網 (うなぎ を採捕す る場合に あっては はえ縄、 うなぎ籠、 うなぎ箱 及びつけ 針 (穴釣 り) も行 うことが できる。) (さお釣 り及び手 釣りを併 用する場 合を含む)	年間	12,600円		徒手採捕、 たも網、 投網、さ お釣り及 び手釣り (うなぎ を採捕す る場合に あっては はえ縄、 うなぎ籠、 うなぎ箱 及びつけ 針 (穴釣 り) も行 うことが できる。)	年間	12,000円

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成16年10月22日

鳥取県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月22日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
皆生車尾線	米子市上福原字上砂田230 - 1 地先から同市車尾四丁目1358 - 3 地先まで	18.0 ~ 20.3	570.0

鳥取県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月22日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
皆生車尾線	米子市上福原字上砂田230 - 1 地先から同市車尾四丁目1358 - 3 地先まで	平成16年10月22日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ノーツ応用研修業務の実施 一式

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成17年3月18日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年10月22日（金）から同年11月12日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当
電話 0857 - 26 - 7614

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年10月22日（金）午前9時から同年11月4日（木）午後5時までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年11月12日（金）午後2時（郵便による入札書の受領期限は、平成16年11月11日（木）午後5時）
鳥取県庁第2会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を4の(1)の場所に平成16年11月5日（金）午前10時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として5の(1)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提

出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として5の(1)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道上井北条線道路改良工事 (小田橋) (上部工)

(2) 工事場所 倉吉市天神町から同市小田東まで

(3) 工事内容

本件工事は、倉吉市天神町から同市小田東地内までの一般県道上井北条線において、小田橋上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁^{りょう}上部工

7 径間連続鋼非合成^{ぼんげた}鋼桁

L = 312.4メートル

W = 6.5 (14.5) メートル

工事内容

工事製作 一式

桁^{けた}架設 (クローラクレーンベント) 一式

支承工 一式

落橋防止工 一式

伸縮装置工 一式

- (5) 工 期 平成16年12月から平成18年11月30日まで
(6) 予定価格 594,661,200円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日 (合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年11月2日) までの間にあるものに限る。) の結果における鋼橋上部工事の総合評定値が1,100点以上であること。
(5) 平成16年10月22日 (金) から同年11月2日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 平成16年4月1日 (木) から同年11月2日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
(8) 平成7年度以降に工事が完成し引渡しの完了している、鋼連続^{ばんげた}鋼桁橋の上部工^{けた}の桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請として受注した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
(9) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。) にある者であること。
イ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
ウ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月22日 (金) から同年11月2日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujyouhou/doboku/mokuji.htm>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月22日 (金) から同年11月2日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のAに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、本件入札は中止する。

(12) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取県公共事業労務費（平成16年10月）調査業務委託

(2) 業務内容

本件業務は、公共事業労務費調査（平成16年10月調査）のうち、鳥取県が発注した建設工事の調査の一次審査を県が指定する日程（以下「審査日」という。）により実施するものである。

(3) 業務の概要

公共事業労務費（平成16年10月）調査一次審査 148件

審査日 鳥取県西部 58件 平成16年11月17日（水）

鳥取県東部 41件 平成16年11月18日（木）

鳥取県中部 49件 平成16年11月19日（金）

(4) 履行期間 契約の日から平成17年1月31日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第700号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成16年10月22日（金）から同年11月2日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成16年4月1日（木）から同年11月2日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。

ア 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等を含む。）又は都道府県の発注する公共事業労務費調査業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。

イ 平成7年度以降に同種業務を実施した者の管理技術者若しくは照査技術者又はこれらに準ずる担当者（以下「技術者等」という。）として同種業務を行った経験を有する者を4名以上有すること。

(6) 本件業務の実施期間中、平成7年度以降に同種業務を実施した者の技術者等として同種業務を行った経験を有する者を、管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。

3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県土木整備部企画防災課（鳥取市東町一丁目220）

4 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月22日（金）から同年11月2日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものと

する。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月22日（金）から同年11月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法に使用する数値地図作製業務委託（その1）

(2) 業務内容

本件業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第4条第1項に規定する基礎調査に使用するため、八頭郡内において航空写真撮影を行い、そのうち県があらかじめ指定する町について数値地図を作製するものである。

(3) 業務の概要

航空測量業務 130.0平方キロメートル

3次元数値地図化業務 82.0平方キロメートル

(4) 履行期間 平成16年11月から平成17年3月25日まで

(5) 予定価格 39,879,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による測量業者の登録を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第700号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、測量業務に係るものを有すること。

(4) 平成16年10月22日(金)から同年11月2日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成16年4月1日(木)から同年11月2日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(6) 測量法第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術士となるのに必要な技術部門(建設部門又は総合技術監理部門に限る。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を5名以上有すること。

(8) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している航空測量業務及び3次元数値地図化業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の主任技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、主任技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 主任技術者にあつては、測量法第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている者であること。

イ 照査技術者にあつては、次に掲げる基準をすべて満たす者であること。

(ア) アに同じ。

(イ) 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術士となるのに必要な技術部門(建設部門又は総合技術監理部門に限る。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県県土整備部治山砂防課(鳥取市東町一丁目220)

4 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月22日(金)から同年11月2日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/<http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月22日（金）から同年11月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法に使用する数値地図作製業務委託（その2）

(2) 業務内容

本件業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査に使用するため、西伯郡及び日野郡内において航空写真撮影を行い、その

うち県があらかじめ指定する町について数値地図を作製するものである。

(3) 業務の概要

航空測量業務 132.0平方キロメートル

3次元数値図化業務 99.0平方キロメートル

(4) 履行期間 平成16年11月から平成17年3月25日まで

(5) 予定価格 54,439,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による測量業者の登録を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第648号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第700号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、測量業務に係るものを有すること。

(4) 平成16年10月22日(金)から同年11月2日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 平成16年4月1日(木)から同年11月2日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(6) 測量法第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術士となるのに必要な技術部門(建設部門又は総合技術監理部門に限る。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を5名以上有すること。

(8) 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している航空測量業務及び3次元数値図化業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の主任技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、主任技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 主任技術者にあつては、測量法第49条第1項の規定による測量士の登録を受けている者であること。

イ 照査技術者にあつては、次に掲げる基準をすべて満たす者であること。

(ア) アに同じ。

(イ) 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験のうち、技術士となるのに必要な技術部門(建設部門又は総合技術監理部門に限る。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県県土整備部治山砂防課(鳥取市東町一丁目220)

4 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月22日(金)から同年11月2日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月22日（金）から同年11月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止する。

